

# 九段会計通信

発行：九段会計事務所

東京都千代田区九段南4-3-1 滝ビル3F

電話：03-3222-5271

立秋とは名ばかりの残暑が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

暑い季節も中盤から終盤に差し掛かり、そろそろ夏の疲れが出てくるかもしれません。

こまめに水分補給をし、くれぐれもご自愛下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧いただき、また九段会計通信をご愛読いただき誠にありがとうございます。

それでは「九段会計通信2013夏号」を配信致します。

## 目次

- ・代表高木の【日々是勉強！】
  - ・今号の税務トピックス
  - ・【消費税の経過措置、自動継続条項のある賃貸借契約】
  - ・管理者とは何か！
  - ・スタッフコラム
  - ・編集後記
- 【ある家計簿から】

## 代表高木の【日々是勉強！】

九段会計事務所 代表 税理士 高木 功治

暑い毎日が続きますが、エアコンと冷たい飲み物で、暑かったり寒かったりの繰り返し。体調維持には過酷な季節です。それで食欲が無くなり体重でも落ちてくれればいいのですが、食欲は相変わらずで、一年中ダイエットと言っている次第です。



さて、先月の参議院選挙で衆参のねじれが解消し、ようやく『決まる政治』が期待できそうです。人気取りの大量迎合の政治ではなく、絶望的な財政問題を直視し、特に社会保障改革（歳出削減）に真剣に取り組んで頂きたいと願っています。

景気の見通しですが、この夏場は補正予算の執行で、公共事業が大幅に増えています。また円安の影響で輸出は穏やかに増加しています。その他、消費税増税による住宅等購入の駆け込み需要や株高に伴う資産効果により、穏やかに景気は回復しています。

経済指標が改善しつつありますので、来年4月の消費税の引き上げの前提はクリアされるのではないのでしょうか。

ただし、この明るい景気回復の見通しも、消費

税増税の反動や公共事業の押し上げ効果の剥落など、来年に向けての波乱要素も含んでいます。それぞれの業界で対策を練っておく必要がでてきます。

中小零細企業は大企業と違い、景気の影響を感じられるのに時間を要するため、多くの経営者様は、その実感が無いのが現状です。



経営革新等支援機関に認定されました！

話は変わり、先月「2030年世界はこう変わる」米国家情報会議編という本を読みました。

この米国家情報会議、前身はCIAの内部部門で、アメリカ大統領のために中長期レポートを作成する機関だそうです。内容は15〜20年後の世界予測です。

盛り沢山の話題の中で、特に印象に残ったのは、中間所得層が現在の10億人から20億人超に増え、特にインドの中間層が中国のそれを上回る成長を遂げるといふものです。

中国よりもインドとは、全く想像していませんでした。インドはカーブ制度の影響など、様々な特殊性があり容易に事業進出できる国ではありませんが、こういった将来予測を頭に入れて考えていかなければなりませんね。

我々が暮らしている日本も、先進国の中でも不安定な国とされています。急速な高齢化と人口減少が原因で、長期的な経済成長は極めて限定的だそうです。

IMFは、一時的な政治的混乱を招いても、財政バランスを長期的に保つ大規模な政策転換を実施すべきだと進言しているそうです。

まだまだ興味深い予測がありましたので、皆様も是非お読みになられてはいかがでしょうか。予測やその前提を頭に置いて、皆様の今後のビジネスを考えていけば、きっと面白い可能性が広がると思います。



代表 税理士・高木功治

## 今号の税務トピックス

九段会計事務所

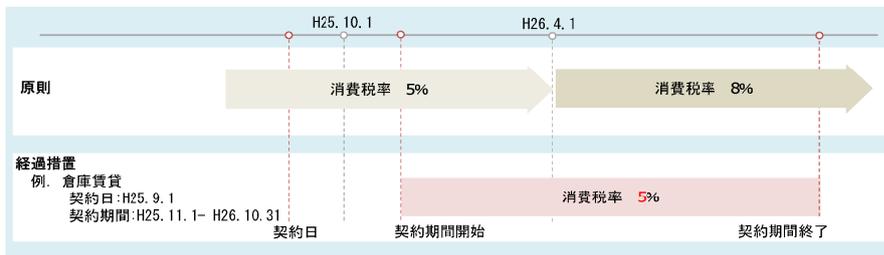
税理士

分田 真

### 消費税の経過措置、自動継続条項のある賃貸借契約

平成26年4月1日から消費税（消費税及び地方消費税、以下同じ。）の税率が、原則8%へと引上げられます。

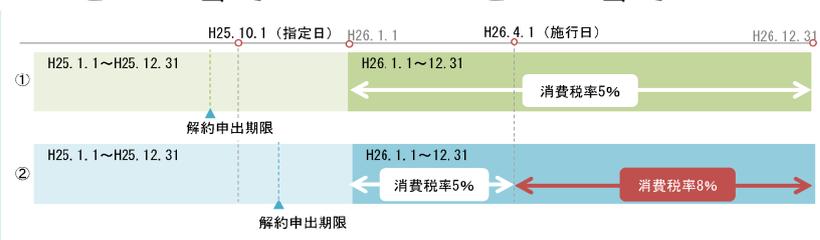
この引上げに伴い、平成26年4月1日以後の引渡し等についても引き続き5%の税率が適用される例外措置（経過措置）が設けられています。たとえば資産の貸付けでは、指定日（平成25年10月1日）の前日である平成25年9月30日まで、一定の契約を交わし、一定の条件の下、平成26年4月1日前から貸付けが継続的に行われている場合に5%の経過措置の適用を受けることができます。



いずれか一方から解約の申出がない限り、当初交わした契約の内容で自動的に貸付けが継続される”自動継続条項”を契約書に定め、この条項により再び契約を交わすことなく同じ契約内容で契約が更新されるケースでは、経過措置の取扱いはどうなるでしょうか。

たとえば、次のような解約申出期限が設けられているケースで確認をしてみましょう。

例  
「本契約期間は平成25年1月1日から平成25年12月31日までとし、期間満了の4ヶ月前までに当事業者からの申し出がない限り本契約と同一の条件で1年間更新され、以後も同様とする。」と定められている場合



解約申出期限が経過し当事者間の合意があった、という認識によりこの時点で新たな契約がなされたと考えられます。つまり、解約申出期限が指定日の前か後かによって、経過措置の取扱いが前頁下の例のように異なります。

なお、この経過措置の適用を受ける資産の貸付けについては、取引の相手方に対し、経過措置の適用を受けたものである旨を書面で通知（請求書等への表示で十分です。）する必要があります。

消費税増税に伴うご質問、ご不明点等ございましたら、スタッフまでお気軽にご相談下さい！



税理士・分田 真

## 管理者とは何か

九段会計事務所

矢合 真弓

組織の発展のためには、経営者、管理者の能力向上が不可欠ということで、先日、管理者研

修に参加させていただきました。

いきなり管理者といっても、具体的に何をやる人なのか、意外とわからないことが多いかと思えます。私も、「管理する人」ということはわかりますが、具体的には、どこまでが「管理」か曖昧でした。

しかし、曖昧なままでは、組織自体も「曖昧な組織」になってしまいますので、今回は「管理者とは何か」をテーマにお伝えしたいと思います。

管理者とは、経営者から見た管理者像と部下から見た管理者像の2つの視点があります。

(1) 経営者から見た管理者像

よく「NO2」「右腕」「左腕」と称されることがありますが、実は違います。

「経営者の分身」でなければなりません。どういふことかと言うと、経営者は会社の存続・発展に関わる高度な意思決定と会社の将来

の方向付けをするために、非常に多忙なため、経営者自身が日常業務に携わることができないので、自分の代わりに管理者に日常業務を遂行してほしいのです。

ただ技術力だけが経営者と同じというのではなく、経営者と同じように考え、意思決定をすることを求めています。

(2) 部下から見た管理者像

管理者ということは、必ず部下がいます。それでは、部下から見た管理者とはどのようなものか。

仕事のみならず、プライベートの両面における指導者であり、同時に良き理解者でなければなりません。同じ業種、職種であっても、会社によって考え方が異なります。

自分の会社はどのような考え方があり、どのように行動するかを指導・教育しなければなりません。部下に仕事を割り振り、部下が業務遂行上支障をきたさないように指導・教育するためには、部下の考え方、長所・短所を知っておく必要があります。



管理者とは、経営者はもちろんの事、部下にとっても重要な役割を担っています。

「会社の業績は管理者の能力に直結する」というても過言ではありません。

管理者の能力を向上させるために具体的にどうすればいいかは、また次号以降にお伝えしたいと思えます。

もっと早く知りたいという方は、管理者研修にぜひご参加ください！

(結局宣伝かよと思っただ方！騙されたと思ってとりあえず参加してみてください！本当に騙され

たらごめんなさい(笑)



マネージャー・矢合真弓と首長族のポンさん(笑)以前タイに旅行に行った時の2ショットです!!

## スタッフコラム 【ある家計簿から】

九段会計事務所

利水 啓剛

月収40万円の家庭があります。その家庭の家計簿の支出欄を見ると、総額で78万円となっていました。内訳は次のとおりです。

家賃や食費等の生活費が59万円(うち田舎への仕送り14万円)

ローン元利払い19万円

つまり、この家庭は40万円(収入) 78万円(支出) = **38万円(赤字)**ということになります。さらにこの状況は約15年前から継続しています。

この状況で自己破産もせずに15年も家計が

なりたっているのは何故でしょうか。

この数字から推測をしますと、「貯金がたくさんある家庭なのでは?」「非合法的な収入があるのでは?」「親族の誰かがお金持ちで仕送りを別途もらっているのでは?」などができるとかと思えます。

なぜこのような推測が先にでてくるのでしょうか。おそらく「上記の理由等がなければ、このような家計簿は有り得ないから」ではないでしょうか。

この家計簿は読者の皆様に非常に関係の深いものです。いったい誰の家計簿なのでしょう。

その答えは、「日本国の家計簿そのもの」です。もちろん単位に縮小をかけて身近なものとしています。

そして、この規模での赤字は、約15年前から毎年恒常的に国民からお金を借りて補填していたこととなります。



ここからは私見となりますが、日本国は収入の予定がないにもかかわらず、支出の予定を組み過ぎた、もしくは支出(投資)しても収入に結びつかないものを減らせなかった結果ではないかと思えます。

この家計簿から読み取るべき教訓は、個人の家計簿や会社の家計簿にも生かさない手はない

と捉え、ここから導き出される前向きなコストカットについての一考察を進めていきたいと思えます。

最初に取り掛かるべきは現状把握です。現状把握すると言つて、単純に「家賃」「交際費」「食費」と大雑把に項目を振り、金額を割り振っておしまいで意味がありません。

ではどうするのかといいますと、本人にしか分からない領域に踏み込んで、必須機能(MUST)と希望機能(WANT)と投資機能(INVEST)に項目を細分化し金額を振り分けていきます。上記3つの機能は内的要因、外的要因により変化しますので、状況にあわせて見直していく必要があります。

それでは、3つの機能について例を用いて考えていきたいと思います。

ある法人が法律関係のデータ閲覧サービスを受けていたとします。このデータ閲覧サービスの内容が、「条文閲覧、条文の解説、Q&A、判例集、専門家へのメール質問、関連セミナー」だとし、これら全てに単独で価格設定がされており、複数申込みをすると割引が受けられるものだとします。

ここではすべてのサービスを受けていることと、会社の経理事務部門のスタッフが閲覧しているものという前提で考えてみます。

そうしますと、 と は必須機能、 と

は希望機能、は投資機能かもしれないという仮説が立ちます。

しかしこの分類だけで断言はできませんので、使用頻度と効果を確認して仮説を定説にかえていくこととなります。

この作業を進めていくと、大半の方が上記3つの機能のどれにも該当しないものが見つかるはずで、それは殆ど使用していない無駄なものです。これを一つでも見つけることが出来れば、分析などいらずにすぐさまコストカットが出来ます。

機能から外れて、希望機能に分類されたものについては、代替となるものがないか？などを検討し契約解除や取引先を変更したりしてコストカットをすすめます。

ここで注意頂きたいのが、投資機能に分類されたものです。この機能については将来及ぼす効果を考慮にいれてコストカット対象とするかを考えていく必要があります。むやみにこの機能をカットしてしまうと個人や企業の成長力を鈍化させてしまう恐れがあります。



さて、鋭い視点をお持ちの方は、この考え方は社内外の業務にも適用できるのでは？とひらめいたかもしれません。企業の内外における業務についても経営状況や環境の変化により同様の手法から、業務のスリム化を図ることが出来るのではないのでしょうか。時間もコストですの

で、前記致しましたコストカットよりも高い効果を得られる可能性を秘めています。

大事なポイントとしましては、コストカットやスリム化については一度実行して終了としてしまうと、またすぐに肥大化してしまう可能性があります。ありますので、決まった時期に見直しをかけたいき、再評価していくという既存のフレーム外しが上げられます。

なんて面倒な作業だ！と思われた方も多いかと思いますが、動かすお金の規模が大きくなればなるほど、コストもこっそり大きくなるものです（ある家計簿が反面教師となっている）ので、皆様のオリジナルの向きなコストカットを考察されてみてはいかがでしょうか。



九段会計・利水啓剛

### 編集後記

九段会計事務所 本田 裕介

暑い時期、熱中症対策はされてますでしょうか

か。水分補給はもちろんですが、汗をかくと塩分も一緒に放出されます（汗がしょっぱいのはそのためですね）。ただ水分を取るだけでは、万全ではなく、水分と塩分の同時摂取がベストですね！

工事現場では、水分と一緒に梅干しを持参する方がいるとか。飲料水の成分表示に100mlあたり40、80mgのナトリウムが入っていれば、効果的に塩分補給が出来るそうです（ポカリスエットは約50mgのナトリウムが入っています）。塩分摂取も忘れずに、今年も真夏を乗り切りましょう！

今号も九段会計通信をご購読いただき、誠にありがとうございました。次回秋号もご期待下さい！



九段会計・編集担当 本田



企画・デザイン・試作から筐体設計まで  
総合的な開発業務を行っています。

工業力学  
から生まれた  
高性能オーブナー  
オリジナル製品

楽しく! 便利に!  
簡単に!

イーシー  
[eg]

こだわりのこの形に

unlimit 有限会社アンリミット・ジャパン

〒206-0014 東京都多摩市牛田 1154-1 多摩ファイブプラザビル2F  
TEL 042-355-7110 FAX 042-355-7118  
http://www.unlimit-j.co.jp

耐熱ウィンドウフィルムで窓からエコをはじめましょう。

COOLING WINDOW FILM 上手に節電

夏は涼しく! 冬は暖かい!

魔法瓶効果で冷暖房費を大幅削減

省エネルギー効果 約19~25%  
体感温度低減効果 約5~8℃  
CO2削減効果 約1.8~2.5%

株式会社 Bロケッツ 担当: 小林  
〒143-0026 東京都大田区西馬込1-1-9 平井ビル1F

TEL 03-3772-8425  
FAX 03-3772-8426  
携帯 080-1065-4919  
E-MAIL bikoji@msn.com  
koji4919@docomo.ne.jp

お米の生パスタ工房  
かくれん穂

毎日お店のパスタマシンで、  
1つ1つ丁寧に  
お米の生麺を  
手作りしています。  
ヘルシーで腹持ちが良く、  
ふいふいツルツルもっちもちの  
新食感♪  
パスタ390円から!

東京都荒川区町屋2-2-20  
斉藤ビル2階  
(千代田線町屋駅徒歩1分)

中央物流有限会社

物流であなただのニーズにお応えします。

- 一般貨物自動車運送事業
- 産業廃棄物収集運搬事業
- 倉庫事業(保管・荷役)
- 引越・移転作業等

〒208-0023  
東京都武蔵村山市伊奈平2-75-3  
電話:042(520)2636  
FAX:042(520)2635

スマートフォンを会社のビジネスに活かす!!

facebookページ制作  
スマートフォン専用ホームページ制作

開発・デザイン・運用いたします

◆わたせせいぞろモバイル◆

◆サッカーズjtwitoto◆

携帯・スマホの公式サイト・アプリ開発実績に基づき、お客様の  
ニーズに合わせて制作いたします。お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 オンマクワークス  
東京都新宿区新宿 2-11-2 カーサヴェルデ801  
TEL : 03-5919-1419 〒160-0022  
http://www.onmac-wk.com/

これさえ知っておけばOK!

プライバシーマーク  
取得ガイドブック

まずは  
ご連絡ください

お問合わせ

株式会社 エイム・ソフト  
0120-966-831  
pmark-consul@aim-soft.co.jp

ilo  
伊倉総合法律事務所  
IKURA LAW OFFICE

あらゆる場面でお客様を第一に考えます

AT YOUR SIDE

伊倉総合法律事務所は、あらゆる場面でお客様を第一に  
考える"at your side."の精神のもと、お客様に  
優れた価値を提供し続けたいと考えております。

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL 03-6432-4940  
FAX 03-6432-4930  
Mail ikura@ikura-law.jp

日本の味  
酒々想々

蔵元さんも参加しています!

http://www.jp sake.info/

あなさん「いちおし」の  
日本酒を教えてください!

日本酒を飲む楽しみを  
教えてください!

アイムソフト

プレーヤーからマネージャーへ意識・行動変革を!



# 管理者研修

心当たりはありませんか?

「管理職」とはいえプレイングマネージャーとしての立ち振る舞いが求められる中、個人の仕事に追われ、マネジメントや部下育成が十分にできていない! だから!

- 仕事を部下に任せられず自分で抱え込む、どのように任せたらいいのか悩む!
- 管理職の仕事とは、何をするのかよくわからない!
- 上手く部下を叱れない(指導できない)!
- 業績を伸ばすために、何をどのように管理すればいいのかよくわからない!

## 【講座内容】

## 【開催要項】

このプログラムでは、管理者とはどのような存在であり、どんな能力を持っていなければならないかを理解して頂くことを目的としています。

「管理者とはどのような存在か」という基本的事項からはじまり、「真に経営者の役に立つ管理者に育てる」ことに重点をおいています。

### 【研修カリキュラム】

1. 管理者とはどのような存在か
  - 経営者からの期待事項は? ●部下からの期待事項は?
  - 自分自身にとって管理者とはどのような価値があるのか?
2. 有効な管理活動を進めるために
  - 管理とは何か? ●何を管理するのか?
  - 現在の仕事の管理手法を具体的に立案する!
3. 組織を活性化するためには原則がある
  - 自部門の目標を明確にする!
4. 強い(素晴らしい)リーダーシップを発揮するために
  - 人間の欲求には段階がある! ●部下の心を知る!
5. 部下と己を動機づけるために
  - 叱ること、褒めること!

### ＜講師＞

株式会社人財育成サポート 野口 剛

### ＜日時＞

9月18日(水) 10:00~19:00

又は

9月28日(土) 10:00~19:00

定員 両日とも20名

どちらか1日 両日とも同じ講義内容です。

★参加企業の経営者の方は無料で聴講できます。

### ＜会場＞

新宿付近を予定しております。

決まり次第ご連絡致します。

### ＜参加料金＞

参加者 1名につき 31,500円  
3人目から 21,000円

※事前にお振込みをお願いいたします。  
振込先はお申し込み後にご連絡いたします

お申込は今すぐ、FAXで! FAX:03-3222-5270

下記に必要事項を記入しFAXをお願いいたします。

法人名		所在地	〒
代表者名		ご参加者名	(お役職)
TEL		ご参加者名	(お役職)
FAX		ご参加者名	(お役職)

参加人数が3名を超える場合は、この申込書をコピーしてご使用ください。

主催:(株)人財育成サポート 東京都渋谷区東3-19-9 恵比須イーストビル5F  
共催:税理士法人九段会計事務所 東京都千代田区九段南4-3-1 滝ビル3F  
監理:税理士事務所 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2丁目23-5 銀洋第2ビル 9階  
ベイビルズ税理士法人 神奈川県横浜市神奈川区栄町1-1 アーハンスクエア横浜6階